

【問題 7】 株式会社の役員の責任について、講師が社内で研修をしている。次のうち、講師の質問に対して、適切な回答をしている者は誰か。

講 師： 会社の役員が会社に対して損害賠償責任を負うのはどのような場合ですか。

社員 A： 会社法では、取締役が任務を怠って会社に損害を与えた場合に、会社に対して損害賠償責任を負うという一般的な規定があります。監査役については、この規定は適用されません。

講 師： 取締役の損害賠償責任を免除することはできますか。

社員 B： 原則として、すべての株主の同意があれば可能です。また、取締役が故意に会社に損害を与えたのでなければ、株主総会の特別決議で全額を免除することもできます。

講 師： あらかじめ取締役の損害賠償責任を限定する方法はありますか。

社員 C： すべての機関構成の会社にあてはまるわけではないですが、定款でその旨を定めておけば、対象となる取締役を除く取締役の過半数の同意または取締役会の決議で、一定の額を超える部分の責任を免除することができます。ただし、どんな場合でも免除ができるわけではありません。

講 師： 他にも方法はありますか。

社員 D： 代表取締役以外の取締役については、賠償責任を負う額に上限を設ける旨の契約を会社と取締役の間で締結しておくことが可能です。ただし、定款で限度額を定めておく必要があり、またどんな場合でも責任が限定されるわけではありません。

ア. 社員 A

イ. 社員 B

ウ. 社員 C

エ. 社員 D

【問題 12】 独占禁止法の適用について、講師が事例を用いて、社内で研修をしている。次のうち、講師の質問に対して、不適切な回答をしている者は何人か。

病院向けベッドの製造を行う P 社は、この分野で国内トップシェアを誇っている。P 社は、都立病院向けのベッドの入札に際し、都の入札係の職員に対し働きかけ、同社の製造するベッドのみが有している性能を条件とする入札を行わせた。また、P 社はその影響力を背景に入札に参加する販売業者間に指示して受注予定者を決めさせ、それ以外の業者に協力を要請する等して予定通りの落札を実現させた。

講 師：この事例で問題となる独占禁止法上の規定は何だと思えますか。

社員 A：入札を行わせた点と予定通りの落札を実現させた点を全体的に見れば、私的独占が問題になり得ると思えます。

講 師：なるほど。では、P 社が販売業者と一緒に受注予定者を決めていた場合はどうでしょう。

社員 B：販売業者との共同があるといえますから、不当な取引制限の成否が問題になると思います。

講 師：では、P 社が同業の製造業者である Q 社と合併を計画している場合、独占禁止法上どのような問題があるのでしょうか。

社員 C：企業結合規制に違反する可能性があります。両社が合併を行った結果、都立病院向けのベッドの製造販売分野での競争を実質的に制限することとなる場合、合併は許されません。この要件の判断には、両社の市場シェアの程度や企業集中度等の諸要素が考慮されるので、本事例で P 社のシェアが非常に大きく P 社と Q 社の他に有力な同業者がほぼいないような場合は、合併規制に違反する可能性があります。

講 師：最後に、独占禁止法が守ろうとする「競争」につき、留意すべき点を本事例と関連させて述べてください。

社員 D：競争概念の多様性に留意すべきです。例えば、本事例では、P 社が自社商品の価格ではなく、受注予定者を決定させています。このような場合、受注予定者の決定は入札に参加する事業者間での能率競争を阻害するものといえますから、独占禁止法の保護する競争を害し得る行為といえます。

ア. 3 人

イ. 2 人

ウ. 1 人

エ. 0 人

【問題 31～35】 次の事例を読み、設問 1～5 に答えよ。

A社は主に調味料の製造販売を行う株式会社であり、生産本部という部署を設置している。この部署担当の常務取締役である甲は、A社を代表して他社との取引に係る交渉・取引相手の企業の選定を行っている。ある日、甲は本来ならば同社の取締役会で承認を得なければならない金額の製造機器βの購入契約を、承認を経ずにB社との間で締結した。製造機器βは優れた製造機能を有しており、当初はA社の生産ラインの効率化に寄与していたが、1年も経たない間に商品の清潔さを確保するための部位に不具合をきたし、A社の工場を操業停止にさせる事態を引き起こした。これによりA社は大きな損失を被った。なお、操業停止を招いた製造機器βの状況については、実は半年程前からその予兆があり、品質管理部門の責任者である取締役乙は、その事実を認識しながらも取締役会に報告する等の行動を一切とっていなかった。

[設問 3] A社は調味料に含まれる栄養素を効率的に体内に吸収できる独自の技術αを有している。この場合に関する次の記述のうち、不適切なものはどれか。解答番号33に記入せよ。

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ア. A社が技術αについて特許権を有しているとき、A社は同業他社が技術αを用いるおそれがある場合に差止請求を行うことができる。</p> <p>イ. B社は、技術αの情報を不正に入手し、A社より先にこの技術について特許出願して特許権を取得した。この場合、A社がB社からのこの特許権に基づく差止請求に対抗するためには、無効審判で当該特許権を無効にすることは必須の要件ではない。</p> <p>ウ. A社が技術αについて特許権を有している場合、A社は独占的な権利を有しているから、その権利行使の態様に法的な限界はない。</p> <p>エ. A社は技術αのネーミングにちなんだキャラクターを商標登録している。この場合、当該キャラクターと混同するようなマークを用いて営業活動を行ったC社は、商標法違反としてA社からの損害賠償請求を受けることがある。</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

[設問 5] コンプライアンスの意義を「社会的要請への適応」ととらえた場合、次の記述のうち、不適切なものはどれか。解答番号35に記入せよ。

- ア. 甲の独断による契約締結は、取締役の行動を監視するシステムが不十分であったことが原因だった。この場合、事態の再発を防止するために、A社が内部統制委員会を新設し、監視システムを整備することは、コンプライアンスの見地から見て適切な処置といえる。
- イ. A社の調味料製造工場においてライン運營業務に従事する従業員らは、製造機器βの不具合の予兆となる稼働状況の異常を認識し、中にはこの事実を上司に報告した者もいた。このような現場の声を十分に反映できなかったA社が内部通報のためのヘルプラインを新設することは、コンプライアンスの見地から見て適切な処置といえる。
- ウ. A社は環境負荷を軽減するため、自社工場に隣接する地域に植樹活動を行い、その他周辺地域で行われているごみ収集等のイベントにも積極的に協賛している。この活動はCSRへの対応と評価できるが、直接コンプライアンスの概念と関係するものではない。
- エ. 製造機器βで用いられていた製法は、形式的には食品衛生法や水道法等の現行法に違反していた。しかし、これらの規定が業界の慣行や実態とかい離しているような場合、そういった規定を実態に沿うものにするべく働きかける活動は、コンプライアンスの見地から見て適切である。

試験問題内容に関して、他人にこれを伝え、漏洩することを禁じます。

©CERTIFY Inc.2010 禁無断転載複写